

公 告

隠岐広域連合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年隠岐広域連合条例第 6 号、以下「指定手続等条例」という。）第 2 条の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者になることを希望するものを次のとおり募集する。

令和 3 年 9 月 24 日

隠岐広域連合長 池田 高世偉

1 施設の概要

(1) 名称

仁万の里

(2) 所在地

島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2582-1

(3) 敷地面積

23,925 m²

(4) 主な建物

種 類	面 積	備 考
入所支援施設	2,767 m ²	木造平屋建て（一部鉄筋コンクリート）
設備棟	80 m ²	鉄筋コンクリート造平屋建て
児童施設	298 m ²	木造平屋建て
自治会棟	20 m ²	木造平屋建て
生活介護作業棟	106 m ²	木造平屋建て
生活介護作業棟	255 m ²	木造平屋建て
生活介護作業棟	408 m ²	木造平屋建て（一部鉄筋コンクリート）
就労B型事務所棟	181 m ²	木造2階建て
ガラス温室	115 m ²	
ビニールハウス	637 m ²	3棟（①272 m ² 、②223 m ² 、③142 m ² ）
資材庫	38 m ²	2棟 木造平屋トタン葺（①28 m ² 、②10 m ² ）
倉庫	98 m ²	木造平屋トタン葺
作業小屋	180 m ²	2棟 木造平屋トタン葺（①82 m ² 、②98 m ² ）
園芸班作業小屋	77 m ²	木造平屋がらみ波板葺
加工場	119.5 m ²	木造平屋建て
グループホームやな	108 m ²	木造平屋建て
ケアホーム憩の家	176 m ²	木造平屋建て瓦葺
分棟	704 m ²	4棟 鉄筋コンクリート造平屋建て（181 m ² ×2、171 m ² ×2）
浴場棟	66 m ²	木造平屋建て

2 管理運営に要する経費等

特別な定めがある場合を除き指定管理者の負担とし、隠岐広域連合障がい者支援施設及び福祉型障がい児入所施設の設置及び管理に関する条例（平成 25 年隠岐広域連合条例第 13 号、以下「設置管理条例」という。）第 9 条第 2 項の規定により指定管理者が収受する利用料金その他の収入をもって、当該費用に充てるものとする。

(1) 指定管理料

指定管理料の額及び支払い方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、隠岐広域連合と指定管理者とが協議し、毎年度の予算の範囲内で、双方で締結する協定において定める。

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

ただし、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために隠岐広域連合が行う必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合がある。

4 指定管理者の応募資格等

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 隠岐郡内に主たる事務所を置く社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に定義される社会福祉法人（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障がい福祉サービスのうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、就労継続支援、共同生活援助（総合支援法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当障がい福祉サービスを除く。）のいずれかの提供実績があること、又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定される老人福祉施設のうち、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームのいずれかの運営実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない法人等であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号にいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (6) 隠岐広域連合及び隠岐広域連合の構成団体（島根県、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止の措置を受けていない法人等であること。

- (7) 法人税、法人県民税、法人事業税、主たる事務所が所在する町村における町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

5 業務の範囲

指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とし、詳細は別に配布する仁万の里指定管理業務基準書（以下「基準書」という。）によるものとする。

- (1) 設置管理条例第4条各号に掲げる業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他隠岐広域連合長又は指定管理者が必要と認める業務

6 基準書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和3年9月24日（金）から令和3年10月22日（金）までの毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布場所

11に記載する場所。また、隠岐広域連合のホームページからもダウンロードできる。
（アドレス：<https://okikouiki.jp>）

7 現地説明会及び資料の閲覧

(1) 現地説明会

- ① 開催日 令和3年10月4日（月）9：00～
- ② 開催場所 仁万の里
- ③ 内容 公告及び管理業務基準書の説明、施設見学
- ④ 申込方法 現地説明会参加申込書（別紙1）に必要事項を記入し、令和3年10月1日（金）午後5時15分までに、11に記載する場所まで申し込むこと。（1団体の出席者2名まで）

(2) 資料の閲覧

- ① 閲覧資料 施設図面、過去5年間の利用実績及び収支実績等
- ② 閲覧期間 令和3年9月24日（金）から令和3年10月22日（金）までの毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- ③ 閲覧場所 11に記載する場所
- ④ その他 閲覧資料のデータ提供を希望する者は、11に記載する場所まで申し込むこと。

8 申請の手続

(1) 提出書類

指定管理者指定申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出すること。

- ① 事業計画書（様式第2号）
- ② 収支計画書（様式第3号）
- ③ 定款及び寄付行為の写し及び登記簿の謄本
- ④ 団体の前事業年度の貸借対照表、収支計算書及び財産目録
- ⑤ 団体の概要を記載した書類
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 主たる事務所の所在する市町村の市町村税について、滞納がない旨の証明書
- ⑧ 指定管理料提案書（別記様式）

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可）。

(3) 提出場所及び方法

11に記載する場所まで郵送又は持参により提出すること。

(4) 提出期限

令和3年10月22日（金）午後5時15分までとする。

（郵送の場合は書留とし、上記までに必着のこと。）

(5) 申請にあたっての留意事項

- ① 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- ④ 候補者の選定後に関係書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9 指定管理者の候補者の選定

(1) 審査の方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐広域連合公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、下記の点を基準として総合的に判断する。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ 前4号に掲げるものの他、隠岐広域連合長が別に定める基準

(2) 審査の内容

① 応募資格審査

各団体からの提出書類により審査を行い、結果は令和3年10月27日(水)までに申請者に連絡する。

② 審査方法

申請者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行う。

プレゼンテーション及びヒアリングは公開とするが、選定委員会による候補者の選定は非公開とする。また、プレゼンテーションの参加者が他の参加者のプレゼンテーションを見学することは認めない。

③ 審査日時及び場所

令和3年11月中旬頃を予定。日時、場所等については、別途連絡する。

④ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、書面で通知するとともに、審査内容の概要を隠岐広域連合ホームページ等で公表する。

⑤ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

10 質問事項の受付

公告及び基準書の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和3年10月15日(金)まで

(2) 受付方法

質疑書(別紙2)に記入の上、11に記載する場所までFAX又は電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

1週間以内にFAX又は電子メールで回答する。ただし、質問内容によっては1週間以上かかる場合もある。

11 問合せ先

住 所 〒685-0104

島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016 番地

担 当 隠岐広域連合事務局総務課 木村

T E L 08512-6-9150

F A X 08512-6-3330

M A I L y-kimura@okikouiki.jp